特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	国民健康保険に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中之条町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
群馬県中之条町長

公表日
令和5年10月1日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	・国民健康保険法及び地方税法、条例等の規定に基づき事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 1被保険者の加入・喪失等の手続き及び資格の管理適用に関する業務 2国民健康保険の保険給付及び適正化に係る事務 3被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の交付等に係る事務 4人間ドック等の保険事業に係る事務 5国民健康保険税の減免に係る事務 6国民健康保険における一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に係る事務 7国民健康保険の財政運営に係る事務 8国民健康保険税の賦課徴収事務 9資格継続業務 10高額該当回数の引継ぎ業務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。 ＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム・統合宛名システム・中間サーバ・国民健康保険(賦課)システム・収納消込システム・医療保険者等向け中間サーバー等 国保総合システムおよび国保情報集約システム 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。

2．特定個人情報ファイル名
国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、給付管理ファイル、宛名情報ファイル、所得・資産情報ファイル、減免・軽減申請情報ファイル、国保特別徴収対象者情報ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、世帯所得区分情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・42,43,44,45,121 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課 税務課
②所属長の役職名	住民福祉課長 税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8819 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8819 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和5年10月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　　] 内部監査　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	1被保険者の加入・喪失等の手続き及び資格の管理適用に関する業務 2国民健康保険の保険給付及び適正化に係る事務 3被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病 療養受療証等の交付等に係る事務 4人間ドック等の保険事業に係る事務 5国民健康保険税の減免に係る事務 6国民健康保険における一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に係る事務 7国民健康保険の財政運営に係る事務 8国民健康保険税の賦課徴収事務	1被保険者の加入・喪失等の手続き及び資格の管理適用に関する業務 2国民健康保険の保険給付及び適正化に係る事務 3被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病 療養受療証等の交付等に係る事務 4人間ドック等の保険事業に係る事務 5国民健康保険税の減免に係る事務 6国民健康保険における一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に係る事務 7国民健康保険の財政運営に係る事務 8国民健康保険税の賦課徴収事務 9資格継続業務 10高額該当回数の引継ぎ業務	事後	運用試験を行う前に提出する必要があるため
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システム名称	国民健康保険システム・団体内統合宛名管理システム・中間サーバ・国民健康保険税システム・収納管理システム	国民健康保険システム・団体内統合宛名管理システム・中間サーバ・国民健康保険税システム・収納管理システム・国保情報集約システム・次期国保総合システム	事後	運用試験を行う前に提出する必要があるため
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	資格管理ファイル、前期高齢者管理ファイル、給付管理ファイル	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、給付管理ファイル、宛名情報ファイル、所得・資産情報ファイル、減免・軽減申請情報ファイル、国保特別徴収対象者情報ファイル、資格情報（世帯）ファイ、資格情報（個人）ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル	事後	見直しにより訂正
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5．評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　　関本利久	税務課長　　桑原正	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	中之条町役場　住民福祉課　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8819 中之条町役場　税務課　　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8819 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	中之条町役場　住民福祉課　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8819 中之条町役場　税務課　　〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話0279-75-8809	中之条町役場　住民福祉課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話:0279-75-8819 中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091　電話:0279-75-8809	事後	見直しにより訂正
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システム名称	国民健康保険システム・団体内統合宛名管理システム・中間サーバ・国民健康保険税システム・収納管理システム・国保情報集約システム・次期国保総合システム	国民健康保険(資格)システム・統合宛名システム・中間サーバ・国民健康保険(賦課)システム・収納消込システム・国保情報集約システム・国保総合システム	事後	見直しにより訂正
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報　2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、給付管理ファイル、宛名情報ファイル、所得・資産情報ファイル、減免・軽減申請情報ファイル、国保特別徴収対象者情報ファイル、資格情報(世帯)ファイ、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、給付管理ファイル、宛名情報ファイル、所得・資産情報ファイル、減免・軽減申請情報ファイル、国保特別徴収対象者情報ファイル、資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル	事後	見直しにより訂正
令和1年6月26日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	住民福祉課長　山本忠雄 税務課長　桑原正	住民福祉課長 税務課長	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策　1～9		新規	事後	様式変更に伴う新規追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月22日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	1被保険者の加入・喪失等の手続き及び資格の管理適用に関する業務 　2国民健康保険の保険給付及び適正化に係る事務 　3被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の交付等に係る事務 　4人間ドック等の保険事業に係る事務 　5国民健康保険税の減免に係る事務 　6国民健康保険における一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に係る事務 　7国民健康保険の財政運営に係る事務 　8国民健康保険税の賦課徴収事務 　9資格継続業務 10高額該当回数の引継ぎ業務	1被保険者の加入・喪失等の手続き及び資格の管理適用に関する業務 　2国民健康保険の保険給付及び適正化に係る事務 　3被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の交付等に係る事務 　4人間ドック等の保険事業に係る事務 　5国民健康保険税の減免に係る事務 　6国民健康保険における一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に係る事務 　7国民健康保険の財政運営に係る事務 　8国民健康保険税の賦課徴収事務 　9資格継続業務 10高額該当回数の引継ぎ業務 　情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。	事後	オンライン資格確認を行う前に提出する必要があるため
令和2年7月22日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システム名称	国民健康保険（資格）システム・統合宛名システム・中間サーバ・国民健康保険（賦課）システム・収納消込システム・国保情報集約システム・国保総合システム	国民健康保険（資格）システム・統合宛名システム・中間サーバ・国民健康保険（賦課）システム・収納消込システム・国保情報集約システム・国保総合システム・医療保険者等向け中間サーバー等	事後	オンライン資格確認を行う前に提出する必要があるため
令和2年7月22日	Ⅰ関連情報　2．特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、給付管理ファイル、宛名情報ファイル、所得・資産情報ファイル、減免・軽減申請情報ファイル、国保特別徴収対象者情報ファイル、資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル	国保資格ファイル、国保負担区分ファイル、給付管理ファイル、宛名情報ファイル、所得・資産情報ファイル、減免・軽減申請情報ファイル、国保特別徴収対象者情報ファイル、資格情報（世帯）ファイル、資格情報（個人）ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、世帯所得区分情報ファイル	事後	オンライン資格確認を行う前に提出する必要があるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月22日	Ⅰ関連情報　3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条1、2、3、4、5号	番号法第9条第1項 番号法別表第一第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認を行う前に提出する必要があるため
令和2年7月22日	Ⅰ関連情報　4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二 １　・情報提供　項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、28、29、30、33、39、42、43、46、58、62、80、87、93、97、106 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19 条、第20条、第25条、第26条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条 ２　・情報照会　項番　27、42、43、44、45 ・主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第25条、第26条	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	オンライン資格確認を行う前に提出する必要があるため
令和2年8月6日	再実施				
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和3年8月12日	Ⅰ関連情報　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第42、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、44項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第25条、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事前	法令改正による修正
令和3年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　1．対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和3年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　2．取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　②事務の概要	・国民健康保険法及び地方税法、条例等の規定に基づき事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 １被保険者の加入・喪失等の手続き及び資格の管理適用に関する業務 ２国民健康保険の保険給付及び適正化に係る事務 ３被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の交付等に係る事務 ４人間ドック等の保険事業に係る事務 ５国民健康保険税の減免に係る事務 ６国民健康保険における一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に係る事務 ７国民健康保険の財政運営に係る事務 ８国民健康保険税の賦課徴収事務 ９資格継続業務 10高額該当回数の引継ぎ業務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン 資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報（資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。	・国民健康保険法及び地方税法、条例等の規定に基づき事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 １被保険者の加入・喪失等の手続き及び資格の管理適用に関する業務 ２国民健康保険の保険給付及び適正化に係る事務 ３被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の交付等に係る事務 ４人間ドック等の保険事業に係る事務 ５国民健康保険税の減免に係る事務 ６国民健康保険における一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定に係る事務 ７国民健康保険の財政運営に係る事務 ８国民健康保険税の賦課徴収事務 ９資格継続業務 10高額該当回数の引継ぎ業務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワーク システムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン 資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報（資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	Ⅰ関連情報　1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	国民健康保険（資格）システム・統合宛名システム・中間サーバ・国民健康保険（賦課）システム・収納消込システム・国保情報集約システム・国保総合システム・医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険（資格）システム・統合宛名システム・中間サーバ・国民健康保険（賦課）システム・収納消込システム・医療保険者等向け中間サーバー等 国保総合システムおよび国保情報集約システム 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事後	見直しにより訂正
令和5年10月1日	Ⅰ関連情報　3．個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項 番号法別表第一第16、30項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条 国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第9条第1項　別表第一の30の項 番号法第9条第2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法　第9条第1項（利用範囲） 　別表第1　項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月1日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第42、43、44及び45　項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）　第25条、第25条の2、第26条 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項 並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ■オンライン資格確認の準備業務 番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	番号法第19条第8号 （別表第二における情報提供の根拠） ・ 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,95,97,106,109,120 （別表第二における情報照会の根拠） ・42,43,44,45,121 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項	事後	見直しにより訂正
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和5年10月1日　時点	事後	
令和5年10月1日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和5年10月1日　時点	事後	